

# 西日本鉄道株式会社

## ご利用になる前に必ずお読み下さい

### 利用に当たっての留意事項等

- ハンドル形電動車いすでのご利用は、次のいずれかを満たすお客さまに限ります。
  - ・ 補装具費支給制度により真にハンドル形電動車いすの利用が必要として支給を受けているお客さま
  - ※ これまでに補装具支給制度による判定を受け、現在、介護保険による貸与を受けているお客さま、また、身体障害者福祉法、児童福祉法に基づく補装具給付制度により、ハンドル形電動車いすを給付されたお客さまを含みます。
    - ・ 障害者または障害者と同程度の障害を有するお客さまであって、介護保険制度により真にハンドル形電動車いすの利用が必要として判定がなされ貸与されているお客さま
- ご利用の際は、以下の証明書等のうち、いずれかを提示してください。
  - ・ ハンドル形電動車いす交付証明書
  - ・ 補装具交付決定通知書(決定内容欄にハンドル形電動車いすと記述のあるものが対象となります。)
  - ・ 補装具費支給決定通知書(決定内容欄にハンドル形電動車いすと記述のあるものが対象となります。)
  - ・ ハンドル形電動車いすに係る補装具費支給証明書
  - ・ 障害者手帳の補装具欄に「ハンドル形」の記載があり、市町村の確認印がある障害者手帳
  - ・ 介護保険制度により指定福祉用具貸与事業所が発行するハンドル形電動車いす提供証明書
- その他留意事項
  - ・ ご利用にあたっては十分な余裕をもってお越しください。駅に着かれましたら、駅員にお申し出ください。
  - ・ ご利用いただける駅は「ご利用可能駅一覧表」に記載している各駅相互間に限ります。
  - ・ ハンドル形電動車いすの全長が、エレベーターの大きさを上回る場合など、車いすの形状によってはご利用いただけない場合があります。
  - ・ ご利用に際し、駅構内では、低速(2km/h以下)で安全運転をお願いします。
  - ・ 混雑時間帯は、お待たせする場合やご利用できない場合があります。駅係員の指示に従ってください。
  - ・ 駅の構内において、事故や破損、紛争等のトラブルが発生いたしましても、責任は一切負いかねますのでご承知ください。

平成29年7月19日現在

No.	順	利用可能駅	ご利用に当たっての留意事項等
1	あ	朝倉街道駅	上記留意事項による。
2	い	井尻駅	〃
3	お	大橋駅	〃
4		大牟田駅	〃
5		小郡駅	〃
6	か	春日原駅	〃
7		貝塚駅	〃
8		香椎宮前	〃
9		香椎駅	〃
10	く	久留米駅	〃
11	ご	五条駅	〃
12	ざ	雑餉隈駅	〃
13	し	下大利駅	〃
14		試験場前駅	〃
15	た	高宮駅	〃

No.	順	利用可能駅	ご利用に当たっての留意事項等
16	だ	太宰府駅	〃
17	ち	筑紫駅	〃
18		千早駅	〃
19	と	都府楼前駅	〃
20	な	名島駅	〃
21	は	花畑駅	〃
22	ひ	平尾駅	〃
23	ふ	福岡(天神)駅	〃
24		二日市駅	〃
25	み	三苦駅	〃
26		三国が丘駅	〃
27	む	紫駅	〃
28	や	葉院駅	〃
29		柳川駅	〃

最終更新日(確認日):平成29年7月19日